

独占禁止法の基礎と実務上の留意点

～ 大手総合商社の勤務経験を有する講師が
具体的場面を挙げながら実務上のポイントを分かりやすく解説 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年 4月22日(月) 14:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

本セミナーでは、所属される部署を問わず、独占禁止法のコンプライアンス業務にこれから携われる皆様、あるいは、独占禁止法の基礎をコンパクトに俯瞰されたい皆様の主な対象に、豊富な実務経験を有する講師陣が、実務上問題となる具体的な場面を挙げながら基本的な考え方と実務上の留意点について分かりやすく説明いたします。

講師 PwC 弁護士法人

弁護士 小林 裕輔 氏

講師紹介

東京大学法学部卒業後、三井物産株式会社勤務を経て、早稲田大学法科大学院修了。2008年弁護士登録。13年英国 Queen Mary, University of London LLM 修了。英国系法律事務所を経て、PwC 弁護士法人に参画。独占禁止法、個人情報保護、国内外の M&A、労働法、商取引契約、コーポレートガバナンスなど企業法務を広く取り扱う。

講師 PwC 弁護士法人

弁護士 渡邊 満久 氏

講師紹介

2008年京都大学法学部卒業、2011年京都大学法科大学院卒業、同年司法試験合格後、2012年弁護士登録。会社法、独占禁止法、情報法等を中心とした企業法務対応、企業を当事者とする訴訟・紛争解決、倒産処理、M&A を主な業務分野としている。特に近時は、AI・ビッグデータ、個人情報保護、情報法制と競争法といった情報法分野への関与を強めている。

《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

《事業コード: 191130-0303 》(※)		独占禁止法の基礎と実務上の留意点	
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛 E-mail からもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HP にてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 MFPR 麹町 2F

…………プログラム…………

1. はじめに

- (1) 独占禁止法はなぜ重要か
- (2) 独占禁止法の基本体系

2. 独占禁止法の規制内容

- (1) 不当な取引制限
 - ・カルテル
 - ・入札談合
- (2) 私的独占
 - ・支配行為
 - ・排除行為
- (3) 不公正な取引方法
 - ・取引拒絶・差別的取扱い
 - ・不当廉売・差別対価
 - ・取引強制(抱き合わせ販売等)
 - ・再販売価格の拘束
 - ・排他条件付取引・拘束条件付取引
 - ・優越的地位の濫用
 - ・取引の妨害 など

3. 独占禁止法違反に対する措置

- (1) 行政手続
 - ・排除措置命令
 - ・課徴金納付命令
 - ・確約手続
- (2) 刑事罰
 - ・日本版司法取引
- (3) 民事訴訟

4. 独占禁止法の近時の展開

- (1) AI・データ・プラットフォーム型ビジネスと独占禁止法
- (2) 人材と独占禁止法

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。